

〔美馬市版 GoToMima 推進事業〕

美馬観光ビューローバスツアー補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美馬市内の観光資源の活用と観光客の誘導を図るため、旅行業者が主催する観光バスツアー（以下、「ツアー」という。）に対し、美馬観光ビューローバスツアー補助金（以下、「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる第1号から第4号までの要件を満たすものとする。

- (1) バス1台当たり参加人数は10名以上であること。（但し、添乗員等を除く）
- (2) ツアーの参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (3) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた旅行業者で、かつ日本国内の事業所であること。
- (4) 美馬市内の観光施設、宿泊施設、飲食店等を2箇所以上利用し「観光施設等利用証明書」を発行してもらうこと。（様式第5号）

(補助額)

第3条 補助金の区分、額は、次表に定めるとおりとし予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

| 区 分 | 出 発 地 | 補 助 金 |
|------------------|-----------------|---------|
| 市内宿泊ツアー | 徳島県 | 30,000円 |
| | 徳島県以外 | 40,000円 |
| 市外宿泊又は 日帰りツアー | 徳島県・香川県・愛媛県・高知県 | 20,000円 |
| | 上記以外 | 30,000円 |

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて美馬観光ビューロー代表理事（以下、「代表理事」という。）に出発日の2週間前までに提出しなければならない。ただし、申請できるバスの台数は、1事業者（支店）につき10台を限度とする。

(補助金の交付の決定及び決定通知)

第5条 代表理事は、補助金の交付の申請があった場合においては、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに予算の範囲内において補助金の交付を決定（以下、「交付決定」という。）し、その内容を補助金交付決定通知書（様式第2

号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、美馬観光ビューローバスツアー補助金変更(中止)届出書(様式第3号)を代表理事に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 交付申請の記載内容に変更が生じたとき。
- (2) 当該ツアーを中止したとき。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第7条 申請者は、事業が完了したときは、30日以内に、実績報告書(様式第4号)観光施設等利用証明書(様式第5号)及び補助金交付請求書(様式第6号)に関係書類を添えて代表理事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 代表理事は、前条の規定により実績報告書及び補助金交付請求書を受理した場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 代表理事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容に違反したとき。
 - (2) 法令又はこれらに基づく代表理事の命令に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、美馬観光ビューローバスツアー補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 代表理事は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実施期間)

第11条 令和4年8月1日から令和5年2月28日までの催行を対象とする。
但し、補助金額が予算額に達した場合は、受付終了とする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この告示は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。